

保 護 者 各 位

社会福祉法人青梅みどり福祉会
理 事 長 原 嶋 五 平

「苦情申出窓口」の設置について

青梅みどり第一保育園では社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることとし、実施要綱を定め対応しております。

苦情解決に当たっては、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり選任しておりますので、お知らせいたします。

記

- 1 苦情解決責任者 横手良夫（園長）
- 2 苦情受付担当者 赤星しのぶ（主任保育士）
- 3 第三者委員
 - (1) 須崎栄八朗（住所：青梅市師岡町3-17-19）
 - (2) 松永初音（住所：青梅市師岡町4-13-10）
 - (3) 高野智子（住所：青梅市師岡町2-318-1）
- 4 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- 5 その他 不明な点がありましたら園長又は主任保育士にお問い合わせください。